

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)11月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】法定相続人Xが同Yが持つ被相続人の自筆証書遺言の無効を主張した事案。原審は有効としたが、本判決はY提出の遺言作成日に撮影された動画につき証拠となることが意識されているながら自書、押印の動作が全く撮影されていないことなどから本件遺言を無効とした(平成29年3月22日東京高裁)

【2】婚姻費用の支払に関し、相手方(妻)が給与収入を得ようになり分担額を減額する事情が発生し、既払いの一部過払分の清算が必要になったが、即時の全額支払は前回審判を前提に生活費を支出してきた相手方に酷として、分割払いによる精算を命じた事例(平成29年7月12日福岡高裁)

【3】債務者会社Xが債権回収会社Y2との間で債務の返済について折衝する際に、Y2に脅迫され支払う必要のなかった未発生利息相当額約7億円の支払を余儀なくされたとして、その返済等を求めたところ原審、控訴審においても脅迫の事実を認められずXの請求を棄却(平成30年3月28日東京高裁)

【4】被告の開設する歯科医院において抜歯術を受けた原告が、知覚障害及び味覚障害の後遺障害を負ったのは被告に抜歯手技上の過失や説明義務違反があったとして損害賠償を求めた事案。本判決は被告の説明義務違反を認め後遺障害慰謝料、逸失利益等の支払を命じた(平成29年3月23日東京地裁)

【5】交通事故でXは低髄液圧症候群を発症し事故日から約2年11カ月後の症状固定を主張し損害賠償を請求したのに対し、Yは同症候群の発症を否定し症状固定時期を事故日から半年後として争った。本判決は同症候群の発症を否定し症状固定を事故日から約1年後とした(平成29年10月12日横浜地裁)

【6】小学生の親が書いた連絡帳の内容に対し担任教諭が名誉棄損を理由に損害賠償を請求し敗訴(前訴)。その後同親らが同教諭、校長、PTA会長、市らに対し、前訴での連絡帳の証拠提出、PTA会長の陳述などを違法として損害賠償を求めたが棄却された事例(平成29年10月23日さいたま地裁熊谷支部)

【7】Yから土地建物を購入したX1(父)・X2(子)がYの債務不履行あるいは同契約で約定されていた「ローン条項」の解釈によって認められるという解除権に基づき、解除手付金の返還、違約金及び遅延損害金の支払を求めたところ、Xらの請求が棄却された事例(平成29年11月21日東京地裁)

【8】C社(代表取締役B)に3億円を不正に支出させられ、Bに対する損害賠償請求権(別件訴訟の確定判決)を有するX社が、Y(Bの子)が債務の弁済として受領した3000万円は上記3億円から支出されたとして、Yに不当利得返還請求等を求めたが請求棄却された事例(平成30年1月17日東京地裁)

【9】スキー場のコース上をスノーボードで滑走してきたXが上方(後方)から滑走してきたYとの衝突により負傷し、脳脊髄液減少症及び頸椎捻挫による後遺障害が残存したとしてYに対し不法行為に基づく損害賠償を求めたところ合計1100万円の損害が認められた事例(平成30年2月5日さいたま地裁熊谷支部)

【10】本件商標には原告商標を構成する文字が含まれることから、原告は、これが商標の使用に当たるとして本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたため、本件審決の取消を求める訴訟を提起したところ、原告の請求が棄却された事例(平成30年10月29日知財高裁)

【11】原告会社はゲーム等のコンテンツ及びのキャラクター商品の製造販売等を業とし被告会社は公道カートのレンタル事業を営む。本件は原告文字表示と類似する被告標章の使用行為が不正競争に該当するとして原告がその使用差止め等を求めたところ請求が認容された事例(平成30年9月27日東京地裁)

【12】金融商品取引管理装置に係る特許権を有する原告が外国為替取引管理サービスに使用されている被告サーバは本件発明の技術的範囲に属し、被告サーバの使用は本件特許権を侵害すると主張して被告サーバの使用の差止めを求めたところ、同差止め請求が認められた事例(平成30年10月24日東京地裁)

【13】原告は自動洗髪装置に係る発明をした原告代表者から同発明に係る特許を受ける権利を譲り受けたが、被告が

原告に無断で特許出願して本件特許権の設定登録を受けたため被告に対し特許法74条1項に基づく特許権移転登録
手続を求め、同請求が認容された事例(平成30年10月25日東京地裁)

【14】被告人は金品窃取の目的でA方に侵入したが、Aに発見されたので、A及びその次男を殺害、三男に傷害を負わせ、
住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂等の罪で第1審判決で死刑に処せられ、原判決もこれを維持したため量刑不当を理由
に上告したが棄却された事例(平成30年9月6日最高裁)

【15】片側2車線道路において被告人運転の車両がA運転の車両と競うように高速運転し赤信号を無視して交差点に進
入して他車と衝突し5名が死傷させた事案で危険運転致傷罪の共同正犯の犯罪事実を認定した第1審判決を是認した原
判決を不服とする上告を棄却した事例(平成30年10月23日最高裁)

【16】拘置所職員の制止に従わず大声を発し続けたため保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人
等からあった場合、その旨を未決拘禁者に告げずに保護室収容を理由に面会を許さない刑事施設の長の措置は特段の事情
がない限り国家賠償法上違法と判示(平成30年10月25日最高裁)

【17】地方公共団体(上告人)の男性職員(被上告人)が勤務時間中に訪れたコンビニの女性従業員にわいせつな行
為等をしたことを理由とする停職6月の懲戒処分について、原審は裁量権の範囲の逸脱又は濫用の違法があるとし
たが、その判断に違法があるとされた事例(平成30年11月6日最高裁)

【18】「道具持ってこい」との指示から殺人の指示が認定できるとした原判決に対して、同指示は凶器準備の要求で、危害
を加える要求でなく、言外の指示の認定には、それを認定するに足る合理的根拠を示す必要があるがこれが示されてい
ないとして、無罪とした事例(平成30年11月1日福岡高裁)

【19】競艇事業に関し漁業協同組合への公有水面使用協力費の支出が違法、無効かが争われた事案に関連し、違法、無
効を前提とする不当利得返還請求権を市議会が放棄したことの適法性が争われたが、市議会の議決が裁量権の範囲
の逸脱又はその濫用に当たらないとされた(平成30年10月23日最高裁)

【20】普通地方公共団体の財産の譲渡につき、当該譲渡等が適正対価によらないことを前提に審議がされた上これ
を認める趣旨の議決がされたと評価される時は、適正対価によった議案の決議であっても地方自治法237条2項の
議決があったものとしてできることとした(平成30年11月6日最高裁)

【21】神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例に基づいて交付された政務活動費等について、その収支報告
書上の支出の一部が実際には存在しないものであっても当該政務活動費等の交付を受けた会派又は議員が不当利得
返還義務を負わない場合について判示(平成30年11月16日最高裁)

【22】市立中学校教頭の退職手当等の全額不支給とする支給制限処分の取消が判決で確定した後、処分行政庁が同じ理
由で退職手当支給制限処分(8割カット)をしたことが、平穏な法律生活を享受する法的利益を違法に侵害したものと
し、慰謝料等の支払を容認した事例(平成29年7月20日大阪高裁)

【23】患者Xの友人が病院の医師にXの病状に関する資料を交付し、その後Xが友人を告訴する目的で謄写申請をしたと
ころ病院は写しの交付をしなかったためXが開示を求めた事案。患者とその家族や関係者との人間関係を悪化させるお
それがあるとしてXの請求を棄却(平成29年8月31日東京高裁)

【24】政務活動費等の違法な支出に関する住民訴訟で、支出が用途基準に適合しないことを推認させる一般的、外形
的な事実を住民が主張立証すれば、県または議員が推認を覆す立証をしない限り用途基準に適合しない用途に充てられ
たこと及び議員の過失が認められると判示(平成29年4月25日神戸地裁)

【25】公立小中学校等の教職員団体(原告)が学校施設の目的外使用許可申請をしたことに対し校長が労働組合等へ
の便宜供与を禁止する市の条例に基づき不許可としたため原告が市(被告)に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を
求めたが、同請求が棄却された事例(平成29年12月20日大阪地裁)

【26】出産休業中の女性労働者Xが使用者Yから退職扱いされたと主張して労働契約上の権利を有する地位の確認及び
毎月の賃金、賞与、慰謝料等の支払を求めた事案。退職の意思表示を否定し、地位を確認するとともに未払賃金、慰謝料等
の一部支払いを認容(平成29年12月22日東京地裁)

【27】交通事故被害者の損害賠償請求権を代位取得した保険会社と残りの被害者数名が当該事故による損害の賠償を加
害自動車保有者に請求した事案において、原審は保険会社の弁護士費用も一部認容していたが、控訴審は同費用を認めず
原判決を一部変更した事例(平成29年10月13日名古屋高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判平成29年3月22日 判例時報2379号46頁

平成28年(ネ)第2265号 遺言無効確認請求控訴事件(取消・請求認容(上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理)))

被相続人Aの法定相続人であるX及びYの間で、相続財産を全てXに相続させる旨の公正証書遺言(平成24年4月19日)とYに相続させる旨の自筆証書遺言(平成25年2月8日、以下、本件遺言)があり、XがYに対し、自筆証書遺言が偽造されたもので無効であるとして、遺言無効確認請求訴訟を提起した。

Xは、本件遺言作成日に撮影された動画(以下、本件動画)について、本件動画は4つの途切れたファイルが合成されたもので、Aが自筆した場面が撮影されていないとして、Aの自書を争った。原審は、本件遺言を有効としたが、本判決は、本件動画の証拠能力を認めた上で、その実質的な証拠力につき、本件動画に顕れたAの言動や動画の保管状況及び撮影者Yの説明の合理性その他諸般の事情を総合して判断すべきとし、証拠となることが意識されているのに自書、押印の動作が全く撮影されていないことなどを指摘し、本件遺言は無効とした。

(2) 福岡高決平成29年7月12日 判例タイムズ1452号76頁

平成29年(ラ)第150号 婚姻費用分担(減額)の審判に対する抗告事件(変更、認容、確定)

夫(抗告人)が、妻(相手方)に婚姻費用の減額を求めた事案において、抗告審は、抗告人による婚姻費用の支払いを定めた前回審判後に、相手方が就職をして給与収入を得るようになったことは、婚姻費用を減額すべき事情の変更であるとした原審の考えを維持し、それによって原審の申立時期に遡って抗告人の婚姻費用分担額を減額することとなり、抗告人が相手方に対して前回審判に基づいて支払った婚姻費用の一部過払分を精算する必要が生じたところ、相手方にその即時の全額支払いをさせるのは、前回審判を前提に生活費を支出してきた相手方に酷であり、相手方において、今後、過払分を返還しながら生活を成り立たせていく必要がある点に配慮すべきであるとして、相手方に対し、分割払いによる精算を命じた。

(3) 東京高判平成30年3月28日 金法2101号68頁

平成29年(ネ)第5215号 不当利得返還等請求控訴事件〔控訴棄却〕

本件は、債務者会社Xが、転々譲渡された債権を取得した債権者会社Y1から債権回収業務を受託した債権回収会社Y2との間で債務の返済について折衝する際に、当該債権については譲渡人との間で債務弁済契約として残元本の一部およびこれに対する利息の支払並びに当該支払に伴う残元本の免除が約定されていたところ、Y2の担当者であったZから「未発生利息および根拠不明の金員を支払わなければ担保提供していたX所有不動産に対する抵当権等の抹消登記手続に協力しない」などと強迫され、倒産を免れるため、本来支払う必要のなかった未発生利息相当額6億9952万1968円の支払を合意して支払を余儀なくされたと主張して、Y1に対し、強迫を理由とする同合意の取消しによる不当利得返還請求権に基づき、その弁済金6億9952万1968円、Y2に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、同弁済金に相当する損害金および以上に対する利息または遅延損害金の連帯支払を求める事案である。原判決は、Zによる強迫を否定して、Xの請求を棄却したところ、同判決を不服としてXが控訴を提起した。

本判決は、(1)上記合意以前にXに履行遅滞がないことが確認されていたため、上記債務弁済契約による残元本の免除の約定が適用されるというXの主張に対し、履行遅滞がないことが確認されていたとは認められないこと、(2)利息付消費貸借契約においては、債権者である貸主側も期限までの利息の收取という利益を有しているから、債務者が期限内に返済する場合には、元金や弁済期までの利息に加え、本来の契約によれば支払われるはずであった将来利息についてもこれを支払う必要があるという解釈は十分にあり得るところであり、少なくとも、弁済期前に債務を一括弁済した場合に将来利息相当額の支払が当然に不要であることはできないこと、(3)ZがXの代表者に対して「五億円」「プラスアルファ」という金額を示して求めたりしたというXの主張は認められないが、Y1がXに対し、上記債務弁済契約における債務免除の約定の適用がない旨主張することや将来利息相当額についても支払を求めることは特段不合理、不当なことではなく、仮にZの言動がXの主張するようなものであったとしても、社会的に許された交渉行為の一環にすぎず、それらの発言をもって根拠不明な金員の支払を強要したとみることはできないこと、(4)Zの言動によってXの代表者が畏怖した事実も認められないことを判示し、Xの控訴を棄却した。

(4) 東京地判平成29年3月23日 判例タイムズ1452号229頁

平成26年(ワ)第32850号 損害賠償請求事件(一部認容、原告控訴、被告附帯控訴(後控訴棄却、附帯控訴棄却))

被告の開設するY歯科医院において、左側下顎智歯の抜歯術を受けた原告が、同手術の際に左舌神経を損傷され舌左側の知覚障害及び味覚障害の後遺障害を負うに至ったのは、被告に抜歯手技上の過失や説明義務違反があったからである等と主張し、被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償の一部請求として1850万3280円及びこれに

に対する遅延損害金の支払いを求めた事案。

本判決は、被告には、原告が主張するような抜歯適用評価の誤り、神経走行位置確認義務違反及び抜歯手技上の過失はないが、鎮痛剤・消炎剤等の投薬による智歯の保存という選択肢及び舌の知覚・味覚障害の後遺症が残るリスクがあることについての説明義務違反があったと認め、それらの説明を受けていれば、抜歯を受けることはなく、左舌神経の損傷が生じ、舌左側の知覚及び味覚障害の後遺症を負うことにはならなかったとして、被告に対し、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益、休業損害及び弁護士費用の合計約530万円の支払いを命じた。

(5) 横浜地判平成29年10月12日 判例時報2379号107頁

平成27年(ワ)第2526号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

交通事故により、頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を負ったXが、低髄液圧症候群の発症、事故日から約2年11カ月後の症状固定を主張して損害賠償請求を行ったのに対し、Yは、低髄液圧症候群の発症を否定し、症状固定時期を事故日から半年後として争った。

本判決は、Xの事故直後の時期に訴えた頭痛の症状は、起立性頭痛とは認められないこと、起床時に頭痛が激しい旨の医療記録に記載されたのは、事故から一年以上経過した時点であること、RI脳槽シンチグラフィ検査上、基準を満たす膀胱集積ではないこと、明らかな骨折・神経学的所見・明らかな頭部外傷所見はないこと、ブラッドパッチによる症状改善が認められないこと、を指摘して、低髄液圧症候群の発症を否定し、症状が他の一般的な交通事故の事例に比べて重いと考えられるとして、事故日から約1年後を症状固定とした。

(6) さいたま地熊谷支部判平成29年10月23日 判例時報2380号87頁

平成25年(ワ)第418号 損害賠償請求事件 棄却(控訴)

Y1(小学校教諭)は、X1(当時3年生)の担任であった際、X1の両親X2及びX3に対し、Xらの連絡帳への書き込み等がY1の名誉を毀損するなど主張し損害賠償請求を提起したが請求棄却の判決が確定した(前訴)。前訴確定後、Xらが、Y1のX1に対する指導叱責行為やY2(校長)や教育委員会の一連の対応がX1の人格権等を侵害するものであり、前訴について、Y1の訴え提起、連絡帳等の証拠提出、Y1、Y2、Y3(PTA会長)による陳述、証言等がXらの人格権、プライバシー権及び名誉権を侵害する違法なものであるとしてY1、Y2、Y3、Y4(小学校の設置者である市)、Y5(Yらの給与等を負担する県)らに対し、国家賠償請求、不法行為に基づく損害賠償請求を提起した事案である。

本判決は、Y1の行為に配慮に欠ける面があったことは否定できないが不相当とまではいえず違法とは認められないとし、前訴においてY1が連絡帳等を証拠提出したことは、相手方のプライバシーを侵害しうるものであったとしても、正当な訴訟活動の範囲内にとどまる限り、違法性を阻却するとして違法とは認められないとした。なお、Y1以外のYらの行為についてもいずれも違法であるとは認められないとして請求を棄却した。

(7) 東京地判平成29年11月21日 金法2101号84頁

平成27年(ワ)第32133号 手付金返還等請求事件〔請求棄却〕

本件は、Yから土地建物を購入したX1(父)・X2(子)が、Yに対し、Yの債務不履行、あるいは、同契約で約定されていた「ローン条項」の解釈によって認められるというXらの解除権に基づき、同契約を解除したと主張して、X1において、手付金300万円の返還および違約金1300万円のうちX1分の650万円並びにこれに対する遅延損害金の支払、X2において、同違約金のうちX2分の650万円およびこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求める事案である。

本判決は、Yの債務不履行に基づく解除について、その前提となるYの回答義務の有無およびその義務違反の有無につき、Xらは、本件売買契約締結の際、Yとの間で、本件土地建物の住宅ローンの仮審査申込みに係る事務処理をYに委託する旨を合意した事実が認められるから、Yは、知りうる限り審査の進捗状況につき説明、回答する義務を負っているものというべきであるが、Yの従業員は、平成27年2月12日、X1及びその代理人と称する者に対し、同月3日にZ1銀行に仮審査申込書を提出した旨を回答し、かつ、Z1銀行からX1の年金収入証明書等の追加提出を求められ、住宅ローン融資の審査が完了していない旨などを説明したから、住宅ローン融資の審査の状況の回答、説明につき、Yの義務違反は存在しないと判示し、また、住宅ローンの借入れに係るYの義務の有無、内容及びその義務違反の有無につき、XらはYとの間で、本件土地建物の住宅ローンの仮審査申込みに係る事務処理をYに委託する旨を合意したものであったから、金融機関から融資の条件や融資の可否を聞き出すなどしてXらに説明したり、可能な限り融資のための提出書類を整えたりする義務を負っていたものということができるところ、Yは、本件売買契約締結の前後に、Xらに対し、Z2銀行及びZ1銀行の住宅ローン商品の概要を説明し、このうちZ1銀行の住宅ローンについては、購入する本件土地建物とX1の自宅の双方を抵当権の目的とすること等を説明したものであったから、Yに住宅ローン融資の条件の説明義務の違反は存しないものというべきであると判示した。次に、「ローン条項」の解釈によってXに解除権が認められるか否かについては、本件売買契約書の文言に照らせば、(1)Xらが、Z1銀行またはZ2銀行から平成27年2月5日までに住宅ローン650万円を借り入れることができないときは、Yは本件売買契約を解除できる、(2)上記借入れができなかったことにつきXらの責に帰すべき事由がないときは、YはXらに対し、受領した金員全部をXらに返還する、(3)上記

借入れができなかったことが、Xらが契約後に勤務先を変更したり、必要書類の提出を遅滞したり、融資利用の特約に
関しての住宅ローン告知書に虚偽の事実を記載したりしたなど、Xらの責めに帰すべき事由によるときは、契約解除に
際してXらに対する催告は不要であり、Yは手付金を没収できる、(4)上記期限までに金融機関から上記借入れの承認が
されなかったことにつきXらの責めに帰すべき事由がないときは、Xら及びYは、協議の上で本件売買契約を合意解約
できるという内容のものであると解されるので、「ローン条項」の解釈からXらの一方的な契約解除権を導き出す
ことは、文言の体裁上困難であると判示したが、本件売買契約締結の際の重要事項説明書には、金銭の貸借が成立しな
いときの措置として、「無条件解約の上、受け入れ金を全額返還する」との記載があったため、念のため、Xらの帰責
事由の有無も検討し、X2がZ1銀行から住宅ローンの融資を受けられなかったのは、延長後の期限である平成27年2月17
日までに、Z1銀行から追加提出を求められた年金収入証明書等を提出せず、事実上融資の申込みを取り下げたとみら
えることに基づくものであり、Xらの責めに帰すべき事由に基づくものであったというべきであると判示した。

(8)東京地判平成30年1月17日 金法2100号96頁

平成28年(ワ)第21186号 不当利得返還請求事件〔請求棄却〕

本件は、平成18年6月から7月にYの亡父AによりYの母Bが代表取締役を務める会社Cに3億円を不正に支出させられ、
別件訴訟の確定判決によりBに対する損害賠償請求権を有するX社が、Yに対し、主目的請求として、(1)Yは同月にBを
介してAから3000万円を債務の弁済として受領したが、これはAがXから不正に取得した金員から支払われたもので
あり、弁済の受領につきYに悪意若しくは重過失があると主張して、不当利得返還請求権に基づき、3000万円及びこれに
対する遅延損害金の支払、又は、(2)Bに対する損害賠償請求権を被保全債権として、BからYに対しされた不動産の所有
権移転登記について、通謀虚偽表示により無効若しくは同登記が譲渡担保契約に基づくものであるとしても、被担保
債権の弁済により譲渡担保契約が終了したと主張して、Bに代位して、所有権に基づき、所有権移転登記の抹消登記手
続を求め、予備的請求として、(3)Bに対する損害賠償請求権を被保全債権として、上記Yへの所有権移転登記が譲渡
担保契約に基づくものであるとしても、被担保債権の弁済期限が経過し、Yが上記不動産に新たに抵当権を設定した
ことにより譲渡担保権を実行したと主張して、Bに代位して、譲渡担保契約の清算金支払義務に基づき、3000万円及びこ
れに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、まず、(1)Yにおいて、Bを介し3000万円を受領した経緯から、3000万円がA又はその関連会社の債権者から
の追求を免れるためにされた旨認識していた可能性はあるとしても、Yにおいて、Aが奄美大島で採石事業を営んで
いたこと以上にAの事業や行動の詳細を知っていたとは認められない本件においては、3000万円がXから不正に取得
した3億円からAがYに弁済したものであることについてYに悪意又は重過失があったとは認められないと判示し、Y
のXに対する不当利得の成立を否定した。次に、(2)上記Yへの所有権移転登記が譲渡担保契約に基づくものである
と判示したうえ、その被担保債権額が3000万円とは認められないから、3000万円の弁済により被担保債権が消滅し
たとは認められないと判示し、上記Yへの所有権移転登記の登記原因としての譲渡担保契約の終了を否定した。最
後に、(3)Yが信用保証会社のために抵当権を設定したのは、銀行からの借入れの借換えに伴うものにすぎず、譲渡担保
権の実行であるとは解されないと判示し、清算金支払義務の発生を否定した。

(9)さいたま地熊谷支部判平成30年2月5日 判例タイムズ1452号179頁

平成28年(ワ)第65号損害賠償請求事件(一部認容、確定)

スキー場のコース上をスノーボードで滑走してきたXが、その上方(後方)から滑走してきたYとの衝突により転
倒して負傷し、脳脊髄液減少症及び頸椎捻挫による後遺障害が残存したと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害
賠償を求めた事案。

本判決は、スキー場において上方からの滑降者には、前方を注視し、下方の滑降者に注意し、その者との接触ないし衝
突を回避できるよう速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務があるとした上で、Yは、前方の見通しが悪いに
も関わらず、十分に速度を落とさず斜度の急な箇所を通過し、Xの発見が遅れ、進路変更、緊急停止措置等の措置を採
らなかったためにXと衝突したとして、Yの過失を認め、損害については、Xは本件事故により脳脊髄液減少症を発症し
たが、ブラッドパッチの実施によりその典型的症状である起立性頭痛がほとんど消失しており、その他の症状は頸椎
捻挫による後遺障害と理解することも可能であることから、Xに脳脊髄液減少症の後遺障害が残存したと直ちには
認められないとして、Xの主張する後遺障害等級9級10号ではなく、12級13号に該当するとしたうえで、脳脊髄液減少
症と頸椎捻挫の症状には類似が多く、原告の後遺障害に脳脊髄液減少症の影響が及んでいる可能性も否定できな
いことから、逸失利益や慰謝料の算定にあたってはその点を考慮すべきとして、後遺障害による逸失利益、入院院慰謝料及
び後遺障害慰謝料等として合計約1100万円の損害を認めた。

【知的財産】

(10)知財高判平成30年10月29日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10070号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/088/088088_hanrei.pdf

被告は、「E-Plate」を標準文字で書してなる商標(本件商標)であって、「血液検査に使用する試験片」等を指定商品とする商標の商標権者であり、原告は、本件商標について無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。本件審決の理由の要旨は、本件商標は、商標法4条1項10号に該当しないから、無効にすべきではないというものである。

原告は、酵素結合免疫吸着法(ELISA)による試薬キットを「Eプレート'栄研'」シリーズとして販売している。そして、原告は、「Eプレート'栄研'」シリーズの各商品に付された商品名(「Eプレート'栄研'H.ピロリ抗体」等)の記載から「Eプレート」の標章(引用商標)が独立の商標として認識され、原告による「Eプレート'栄研'」シリーズの商品の販売は、引用商標(Eプレート)の使用に該当する旨主張する。

しかしながら、「Eプレート'栄研'」シリーズの商品の各商品名に接した需要者は、「Eプレート'栄研'」部分は、「Eプレート」の部分と「'栄研'」の部分とを結合した結合商標として認識するものというべきであるから、「Eプレート」の部分は独立の商標として認識されるものと認めることはできない。

したがって、原告による包装に商品名を記載した「Eプレート'栄研'」シリーズの商品の販売は、引用商標の使用に該当するとの原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

以上のとおり、原告が使用商品に引用商標を独立の商標として使用した事実は認められないから、引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る使用商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできない。したがって、本件商標は商標法4条1項10号に該当しないとした本件審決の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

(11)東京地判平成30年9月27日 裁判所HP

平成29年(ワ)第6293号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/072/088072_hanrei.pdf

原告は、ゲーム等のコンテンツの製造販売、キャラクター商品の製造販売等を業とする株式会社であり、被告会社は、公道カートのレンタル事業(本件レンタル事業)を営む株式会社である。本件は、原告文字表示(「マリカー」)と類似する被告標章(本件商標「マリカー」)の被告による営業上の使用行為が、不正競争に該当すると主張して、原告が、被告会社に対し、被告標章の使用差止め等を求めた事案。

原告文字表示マリカーは、広く知られていたゲームシリーズである「マリオカート」を意味する原告の商品等表示として、本件レンタル事業の日本全国の需要者の間においても広く知られていたと認めることができる。

なお、原告の業務に係る商品はゲームソフトであるが、本件レンタル事業は、ゲーム「マリオカート」に登場するキャラクターのコスチュームを利用者が着用するなどして公道カートを運転するものであるから、両者の商品ないし役務の間には強い関連性が認められる。

これらの事情からすれば、本件レンタル事業において使用された場合、被告標章は、周知性が認められる原告文字表示マリカーと同一である上、両者の商品ないし役務の間には強い関連性が認められるから、これに接した日本全国の需要者に対し、原告文字表示マリカーを連想させ、その営業が原告又は原告と関係があると誤信させると認められる。

これに対し、被告らは、本件レンタル事業に係るウェブサイトや公道カートの車体等に、本件レンタル事業とゲーム「マリオカート」とは関連がない旨の打ち消し表示を付したから、混同のおそれは生じないと主張する。

しかしながら、被告標章の使用の態様からすれば、原告又は原告と関係があるとの混同のおそれが生じなくなるということとはできない。また、公道カートの車体に表示された打ち消し表示の文字は、停車中のカートに近寄って見なければ判読できない程度に小さいから、本件レンタル事業の利用者に対する効果も確実とは言い難い上、同カートを公道上で目撃する需要者が直ちに認識できるものではない。したがって、被告らの前記主張は採用することができない。

また、被告らは、被告会社は、「マリカー」という標準文字からなる本件商標を有し、被告標章を使用する正当な権限を有するから、不競法3条1項に基づく差止請求は認められない旨主張する。

しかしながら、本件商標の出願日の5年程度前には、既に原告文字表示マリカーは原告の商品を識別するものとして需要者の間に広く知られていたということが出来る。そして、被告標章を使用する被告会社の行為は不正競争行為となるところ、上記事情を考えると、原告に対して、被告会社が本件商標に係る権利を有すると主張することは権利の濫用として許されないというべきである。

したがって、被告会社の前記主張には理由がない、として原告の請求は認容された。

(12)東京地判平成30年10月24日 裁判所HP

平成29年(ワ)第24174号 特許権侵害差止請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/128/088128_hanrei.pdf

金融商品取引管理装置に係る特許権を有する原告が、外国為替取引管理サービスに使用されている被告サーバは本件発明の技術的範囲に属するから、被告による被告サーバの使用は本件特許権を侵害すると主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づく被告サーバの使用の差止めを求めた事案であって、被告サーバは本件発明の技術的範囲に属するとして、差止めを認めた事案。

(1)被告サービスにおいて注文が行われると、被告サーバにおいて、注文が行われた時点、すなわち、「注文日時」欄記載の日時に、同欄記載の注文を識別するための個々の注文の内容を規定する情報が生成されていると推認することができる。また、被告サーバにおいて、市場に発注された個々の注文が約定等したことが検知されると、約定等の結果に係る情報が記録されていると推認することができる。

そうすると、少なくとも、被告サーバに記録されている個々の注文の内容を規定する情報は、個々の買い注文又は売り注文を行うために必要となる情報であるということができ、本件発明の「注文情報」に該当する。以上より、被告サーバでは、本件発明の構成要件BないしHの「注文情報」に相当する情報が生成されていると認められる。

(2)構成要件Hは、「前記相場価格が変動して、前記約定検知手段が、前記複数の売り注文のうち、最も高い売り注文価格の売り注文が約定されたことを検知すると、前記注文情報生成手段は、前記約定検知手段の前記検知の情報を受けて、前記複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成する…」というものであり、文言上、「複数の売り注文のうち、最も高い売り注文価格の売り注文」1個が約定したときに「複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報」1個が生成される構成を含むと解するのが相当である。

これを被告サーバについてみると、被告サーバは、約定検知手段が、例えば、番号113,110,107,104の売りの指値注文のような複数の売り注文のうち、指定価格を114.90円とする最も高い売り注文価格の番号113の売り注文が約定されたことを検知すると、注文情報生成手段は、この検知の情報を受けて、指定価格を番号113の指定価格114.90円より0.62円高い115.52円とし、これを含む売り注文情報である番号96の新たな売りの指値注文を生成するものであるから、構成要件Hを充足する。

(3)構成要件Gは、「前記注文情報生成手段は、前記複数の売り注文情報を一の注文手続で生成」するというものであるところ、被告サーバでは、被告サービスの利用者の一の注文に基づき、例えば、番号113,110,107,104の売り注文に係る売り注文情報のような、複数の売り注文情報を同じ機会に生成するから、構成要件Gを充足する。

(4)以上のとおり、被告サーバは、本件発明の構成要件を全て充足するから、本件発明の技術的範囲に属する。

(13)東京地判平成30年10月25日 裁判所HP

平成29年(ワ)第10038号 特許権移転登録手続等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/107/088107_hanrei.pdf

原告が、自動洗髪装置に係る発明をした原告代表者から同発明に係る特許を受ける権利を譲り受けたにもかかわらず、被告において原告に無断で特許出願して本件特許権の設定登録を受けたことが冒認出願(特許法123条1項6号)に当たると主張して、被告に対し、特許法74条1項に基づく特許権移転登録手続を求めた事案であって、請求を認めた事案。

平成26年3月7日、原告代表者は、被告代表者のもとを訪れて雑談している際に、被告代表者から市場のニーズに適合した自動洗髪機が存在しない旨の話を聞いた。原告代表者が原告の技術によれば被告代表者の望むような自動洗髪機を製造開発できる旨を伝えたところ、被告代表者は、原告代表者に対し、自動洗髪機の開発を依頼した。その際、被告代表者は、原告代表者に対し、自動洗髪装置の具体的構成について説明や指示をしていない。

原告代表者は、自動洗髪機の開発に当たり、まず他社の先行特許の調査を行い、先行特許等の分析・検討を経て、頭部の形状等が個人で異なり、頭部全体に均等な圧力で突起部を当接させにくいという課題の解決手段として、柔らかいエアバッグに突起部を備え、エアバッグに空気を入れて膨張させるという着想にたどり着いた。そして、原告代表者は、平成26年4月5日に、本件特許発明の構成が全て開示されている全体構想計画案を作成し、同月7日、被告代表者に対し交付した。その後、同月22日、原告代表者は、本件特許発明について記載した業務日報を作成した。

被告は、中小企業団体中央会地域事務局に対し、「平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の公募申請書類を提出し、平成26年5月15日に同申請が受け付けられた旨の通知を受けた。この公募申請書類である事業計画書には、自動洗髪機を示す図も記載されていた。

前記の認定事実によれば、原告代表者は、顧客である被告代表者から自動洗髪機の開発依頼を受け、先行特許の調査等を経て、エアバッグを利用する方法を着想するに至り、それを踏まえて本件特許発明の構成が全て開示されている全体構想計画案等を自ら作成したものであるから、本件特許発明の発明者に当たるといふべきである。他方、被告代表

者については、前記の認定事実からすれば、自動洗髪機の開発につき原告代表者に依頼し、本件特許発明につき特許出願する段取りを整えたり、事業計画を策定して公的補助を受ける準備をしたりしたことは認められるが、本件特許発明の完成に当たり、発明者と評価するに足るだけの貢献をした具体的事実は認められない。

以上のとおり、本件特許発明の発明者は原告代表者であって、被告代表者ではない。そうすると、原告代表者が本件特許発明の特許を受ける権利を有する一方、被告は本件特許発明の特許を受ける権利を有さないから、被告による出願は冒認出願であって特許法123条1項6号に該当する。したがって、原告代表者から特許を受ける権利を承継した原告は、被告に対し、特許法74条1項に基づく特許権移転登録手続請求権を有する。

【刑事法】

(14) 最一判平成30年9月6日 裁判所HP

平成27年(あ)第1585号 住居侵入,強盗殺人,強盗殺人未遂,窃盗被告事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/087/088087_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、金品窃取の目的で、A方に侵入して物色中、Aに発見されるや、金品を強手することを決意し、Aをモンキーレンチで殴打するなどして殺害し、Aの二男を包丁で突き刺すなどして殺害し、その後帰宅した三男をクラフトナイフで突き刺すなどして殺害しようとしたが、死亡させるに至らず、その際、金品を強取したという住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂等の行為において、第1審判決で死刑に処せられ、原判断もこれを維持した。

弁護人が量刑不当等の理由により、上告した。

(判旨)

被告人は、Aの頭部等をモンキーパンチで20回くらい打ち付けるなどの激しい暴行を加えて殺害し、次いでB(二男)の両手を縛るなどして抵抗できない状態にした上で、左背部を包丁で数回突き刺して殺害し、さらに無防備な状態にいたC(三男)に対し、その背後から近づき、頸部等をクラフトナイフで数回突き刺すなどしたのであり、犯行態様は強固な殺意に基づく執拗かつ無慈悲で残酷なものといえる。2名の生命が奪われた結果は重大であり、遺族の処罰感情は激しく、犯行動機は罰金の支払いに充てる資金欲しさという自己中心的で身勝手なものであり、酌量の余地はない。

したがって、侵入当初から殺害を計画していたものではないこと、被告人が謝罪の意思を示していること、前科がなかったことなど、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、死刑に処した第1審判決を維持した原判断は是認されるから、上告は棄却する。

(15) 最二決平成30年10月23日 裁判所HP

平成29年(あ)第927号 危険運転致死傷,道路交通法違反被告事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/088080_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、片側2車線道路において、第1車線を運転するA運転の普通乗用自動車(以下「A車」という。)のすぐ後方の第2車線を、普通貨物自動車(以下「被告人車」という。)を運転して追走し、互いの速度を競うように高速度で走行するため、Aと共謀して本件交差点の赤色の信号機を無視して時速約111kmで進入した。A車は、左方道路から青信号に従い進行してきたB車(運転手外4名)に衝突し、B車内の2名を車外に放出させて転倒させ、被告人は被告人車でそのうち1名をひいたなどの結果、A及び被告人の行為により4名を死亡させ、1名にびまん性軸索損傷及び頭蓋骨骨折等の傷害を負わせた。

原判決は、被告人及びAは、本件交差点に至るに先立ち、赤色信号を殊更に無視する意思で両車が本件交差点に進入することを相互に認識し合い、そのような意思を暗黙に相通じて共謀を遂げた上、各自が高速度による走行を継続して本件交差点に進入し、危険運転の実行行為に及んだといえるとして、危険運転致死傷罪の共同正犯の犯罪事実を認定した第1審判決を是認した。

これに対し、弁護人は、明示的な意思の連絡がない限り、危険運転致死傷罪の共謀は認められないとして、上告した。

(判旨)

被告人とAは、本件交差点の2km以上手前の交差点において、赤色信号に従い停止した第三者運転の自動車の後ろにそれぞれ自車を停止させた後、信号表示が青色になると、共に自車を急発進し、強引な車線変更により先行車両を追い越し、制限時速60kmの道路を時速130km以上の高速度で連なって走行し続けた末、本件交差点において赤色信号を無視して時速100kmを上回る高速度でA車、被告人車の順に連続して本件交差点に進入させ、事故に至った。

以上より、被告人とAは、赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する意思を暗黙に通じた上、共同して危険運転行為を行ったといえるから、本罪の共同正犯が成立する。

よって、上告は棄却する。

(16) 最一判平成30年10月25日 裁判所HP

平成29年(受)第990号 接見妨害等国家賠償請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/076/088076_hanrei.pdf

【裁判要旨】

拘置所の職員の制止に従わず大声を発し続けたため保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人等からあった場合に、その旨を未決拘禁者に告げないまま、保護室収容を理由に面会を許さない刑事施設の長の措置は、特段の事情がない限り、国家賠償法上違法となる。

(理由)

刑訴法39条1項及び刑事収容施設法1条、31条、73条及び115条の趣旨等に鑑みると、刑事施設の長は、未決拘禁者が刑事収容施設法79条1項2号に該当するとして保護室に収容されている場合において面会の申出が弁護人等からあったときは、未決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にある場合のように、精神的に著しく不安定であることなどにより上記申出があった事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかな場合を除き、直ちに未決拘禁者に同事実を告げなければならず、これに対する未決拘禁者の反応等を確認した上で、それでもなお未決拘禁者が同号に該当するか否かを判断し、同号に該当しない場合には、同条4項により直ちに保護室への収容を中止させて刑事収容施設法115条等により未決拘禁者と弁護人等との面会を許さなければならないというべきである。

(17) 最三判平成30年11月6日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第320号 停職処分取消請求事件(破棄自判,請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/104/088104_hanrei.pdf

地方公共団体(上告人)の男性職員(自動車運転士)(被上告人)が勤務時間中に訪れたコンビニの女性従業員にわいせつな行為等をしたことを理由とする停職6月の懲戒処分について、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があるとした原審の判断に違法があるとされた事例である。

控訴審判決は、本件コンビニ従業員が被上告人と顔見知りであり、被上告人から手や腕を絡められるという身体的接触について渋々ながらも同意していたこと、本件従業員及び本件店舗のオーナーが被上告人の処罰を望まず、そのためもあって被上告人が警察の捜査の対象にもされていないこと、被上告人が常習として本件をなしたとまでは認められないこと、本件が社会に与えた影響が大きいとはいえないこと等を挙げて、処分が重すぎて違法であるとしたが、最高裁判所は、そのような評価は相当で無いとし、については同店舗で男性職員が店員を不快にさせる言動をした別件があることを挙げ、についても上告人の記者会見事実を挙げる等して、なお裁量逸脱の違法はないとした。

(18) 福岡高判平成30年11月1日 裁判所HP

平成30年(う)第10号 殺人(予備的訴因 殺人教唆(破棄自判,無罪))

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/123/088123_hanrei.pdf

「道具持ってこい。」との指示から、殺人の指示が認定できるかが争われた事案であるが、原判決がこれを肯定したのに対し、高裁判決は、原判決の判断枠組み自体を批判して「文言上、凶器を準備するよう要求するものにすぎず、準備した凶器を用いて危害を加えるよう要求するものではない。そのような指示を発するに至った経緯又は発した際の周囲の状況等によっては、上記文言のみでも、凶器を用いて危害を加える指示を含み、指示を受けた者もそのような意味に理解する場合もあり得ようが、そのような言外の指示を認定するのであれば、言外の指示を認定するに足りる合理的根拠を示す必要がある。」とした上、合理的根拠が示されないことを認定し、かつ、予備的訴因も排斥して、無罪とした。

【公法】

(19) 最三判平成30年10月23日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第185号 公金違法支出損害賠償等請求事件(破棄自判,請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/066/088066_hanrei.pdf

競艇事業に関し漁業協同組合に対し公有水面使用協力費を支出したことが違法、無効であるかが争われた事案に関連して、違法、無効を前提とする不当利得返還請求権を市議会が放棄したことの適法性が争われた事案であるが、控訴審判決が、かかる協力費は合理的必要性を欠き、かつ、高額であり、しかも漫然と何年も継続されていたこと等を指摘して、これを無効としたことに対し、最高裁判所は、競艇事業が漁業者に影響を及ぼしていると考えべき理由がないではなかったこと、合理的必要性を欠くことが明らかであったとまでは言えないこと等を挙げて、請求権を放棄する旨の市議会の議決が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとはいえないと判断した。

(20) 最三判平成30年11月6日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第226号 違法公金支出損害賠償請求事件(破棄自判,請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/088103_hanrei.pdf

地方自治法237条2項は、条例又は議会の議決による場合でなければ、普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けてはならない旨規定しているところ、当該譲渡等が適正な対価によるものであるとして議会に提出された議案を可決する議決がされた場合であっても、当該譲渡等の対価に加えてそれが適正であるか否かを判定するために参照すべき価格が提示され、両者の間に大きな乖離があることを踏まえつつ当該譲渡等を行う必要性和妥当性について審議がされた上でこれを認める議決がされるなど、審議の実態に即して、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上これを認める趣旨の議決がされたと評価することができるときは、同項の議会の議決があったものというべきであるとし、本件譲渡議決をもって、同項の議会の議決があったとすることができるとした。

(21) 最二判平成30年11月16日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第404号 神奈川県議会議員政務活動費不正受給確認請求事件(破棄自判,請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/122/088122_hanrei.pdf

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例(平成13年神奈川県条例第33号)に基づいて交付された政務活動費等について、その収支報告書上の支出の一部が実際には存在しないものであっても、当該政務活動費等の交付を受けた会派又は議員が不当利得返還義務を負わない場合について判示した事案である。

住民側(被告人)は、収支報告書における所定の支出が実際には存在しないのに架空の領収証を用いるなどして政務活動費等を取得することは不当利得であると主張し、控訴審判決もこれを指示したが、最高裁判所は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費等を交付すべきものとは定めていない条例の規定ぶり等を踏まえ、「収支報告書上の支出の一部が実際には存在しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び用途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費等の交付額を下回ることとならない場合には、当該政務活動費等の交付を受けた会派又は議員は、県に対する不当利得返還義務を負わないものと解するのが相当である。」と判示した。

(22) 大阪高判平成29年7月20日 判例時報2381号28頁

平成29年(行コ)第58号 退職手当金等支払・退職手当支給制限処分取消請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告受理申立て))

市立中学校教頭であったXが、知人Aと飲酒し、知人Aの自宅までタクシーで行き、そこからA運転の自動車に同乗し、Aが起こした物損事故につき、酒気帯び運転の同乗の疑いで警察署に任意同行された。市教育委員会(処分行政庁)は、Xが酒気を帯びたAに対して最寄駅まで自動車を送ることを依頼した事実(本件依頼)を前提に、懲戒免職処分及び退職手当等の全額を不支給とする支給制限処分(本件制限処分)をした。そこで、XがY市を被告として両処分の取消を求めて訴えを提起したところ、免職処分取消請求は棄却され、本件制限処分の取消請求を認容する判決が確定した(前訴確定判決)。処分行政庁は、あらかじめ退職手当等の8割相当額を支給しないこととする退職手当支給制限処分(本件制限処分)をしたが、その処分理由は本件制限処分と同一で、本件依頼の事実があったと記載されていた。そこで、Xが、Y市に対し、本件制限処分の取消を求めるとともに、同処分により精神的苦痛を受けたとして国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

原審(神戸地判平成29年1月25日・判例時報2381号36頁)は、退職手当支給制限の割合が異なるから同一の処分とはいえず、前訴確定判決の拘束力は問題とならないとして、Xの請求はいずれも棄却された。

控訴審は、行訴法33条1項は「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」と定めており、最三判平成4年4月28日(民集46巻・4・245,判例時報1419号93頁)は、この拘束力が、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断について生じるものとしているところ、本件依頼の有無は判決主文が導き出されるのに必要な事実であるとし、処分行政庁はこの点に関する前訴確定判決の認定に反する認定をすることができない拘束を受け、本件制限処分は拘束力に反する違法な処分となると判示した。また、本件制限処分は基本的な法律の適用を誤るものであり、Xは提訴を余儀なくされる上、裁判所が本件制限処分を取り消したとしても、更に3度目の退職手当支給制限処分がされる可能性のある不安定な法的地位に置かれ続けることから、本件制限処分によって平穏な法律生活を享受する法的利益を違法に侵害されたものと認め、慰謝料30万円と弁護士費用5万円及びこれらに対する遅延損害金の請求を一部認容した。

(23)東京高判平成29年8月31日 判例時報2379号24頁

平成29年(ネ)第2516号 自己情報開示等請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

患者XがA病院に通院していたところ、Xの友人であるBがA病院を訪れてXの病状に関する資料(以下、本件持参資料)を医師に交付した。

その後、Xは、Bを告訴する目的で、A病院に対し、記録謄写の申請をしたところ、A病院は写しの交付をしなかった。そこで、Xは、本件持参資料につき、個人情報保護法25条1項1号(改正前)に基づき開示を求めた。

原審は本件持参資料を提供することにより、患者とその家族や関係者との人間関係を悪化させるおそれがあるとの理由で、「第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に当たるとして、A病院が患者Xに対して開示しないことが相当であるとし、Xの請求を棄却し、控訴審も原審の判断を是認した。

(24)神戸地判平成29年4月25日 判例時報2381号47頁

平成26年(行ウ)第57号 政務調査費等返還請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、一部変更))

県議会議員らによる政務活動費等の違法な支出について、県の執行機関が損害賠償又は不当利得返還の請求を怠っているとして提起された住民訴訟の事例において、県における政務活動費等は各条例及び規程が定める使途にのみ使用されることが前提とされているというべきで、政務活動費等の交付を受けた議員が各使途の基準に適合しない使途に充てた場合は、県に対し、これに相当する額の不当利得返還の義務を負うと解され、故意過失があれば県に対し損害賠償の義務を負うと解されること、住民が収支報告書に基づくなどして政務活動費等の支出が条例に定める使途基準に適合しないことを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証すれば、当該支出が使途基準に適合しないこと及び当該議員に過失があることが事実上推認されるというべきであり、この場合は当該支出が使途基準に適合することを主張する県又は議員(支出の具体的な使途を最もよく知る者)において前記推認を覆すに足る立証をしない限り使途基準に適合しない使途に充てられたこと及び議員の過失が認められると解される、と判示された。

(25)大阪地判平成29年12月20日 判例タイムズ1452号131頁

平成27年(ワ)第9169号損害賠償請求事件(請求棄却、控訴)

公立小中学校等の教職員の職員団体(原告)が分会会議を開催する目的でした学校施設の目的外使用許可申請に対し、校長が労働組合等への便宜供与を禁止する市の条例に基づきこれを不許可としたため、原告が市(被告)に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償の支払いを求めた事案。

本判決は、原告には分会会議に学校施設を使用する個別具体的な権利まで認められていないこと、本件不許可処分は分会会議自体を禁止するものでないこと等のことからすると、使用を許可すべき必要性が高かったとまではいえ、本件条例施行以前は学校施設の使用が許可されていたとしても、本件申請当時は、被告における長年の労使間癒着を背景とした労働組合等の活動に関する便宜供与を禁止する本件条例が成立し施行されていたことからすると、従前の取扱いを変更して学校施設の使用を不許可とすることが不合理とまではいえないこと等の事情を総合的に勘案して、校長が不許可としたことに裁量権の逸脱及び濫用があったとはいえず、不許可処分は適法であると判示してXの請求を棄却した。

【社会法】

(26)東京地判平成29年12月22日 判例時報2380号100頁

平成28年(ワ)第26136号 地位確認等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件は、出産休業中の女性労働者Xが、使用者Yから退職扱いされて育児休業の取得を妨げられたなどと主張して、労働契約又は不法行為に基づき、労働契約上の権利を有する地位の確認及び毎月の賃金、賞与、慰謝料等の支払を求めた事案である。

本判決は、事実関係を詳細に検討しXからの退職の意思表示の事実を否定した。また、賃金については、Xが退職扱いされた当時産後休業中で、引き続き育児休業取得を予定しており、訴訟係属中に新たな子を妊娠・出産した事情から、Xに労務提供の意思及び能力が存する期間を認定し、その期間についての賃金の請求を認容し、他方、Xを退職扱いし、育児休業給付金の受給を妨げたことについて不法行為の成立を認め、育児休業取得予定であったため賃金請求を認めなかった期間について育児休業給付金相当額の損害賠償を認容し、精神的損害による慰謝料を認容した。また、賞与については、具体的な請求権として発生するための要件が具備されたと認めることができないとしたが、賞与不支給と査定したことが産前産後休業等の取得に対する違法な査定でXの期待権を侵害したとして、慰謝料等を認めた。

判決で認容された概要は以下のとおり。

1)労働契約上の権利を有する地位にあることを確認

2)平成28年12月から29年9月まで月26万、平成29年10月支払の賃金のうちの日割控除後の賃金13万、平成30年5月から判決確定まで月26万の賃金、育児休業給付金相当額163万4190円、弁護士費用16万3419円の合計179万7609円

3)244万7500円(内訳 Xを退職扱いしたことによるXの労働契約上の権利を有する地位等の侵害に対する慰謝料200万,賞与不支給による期待権侵害に対する慰謝料22万5000円,弁護士費用22万2500円)

【その他】

(27)名古屋高判平成29年10月13日 判例時報2381号87頁

平成29年(ネ)第110号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(確定))

被害者数名が受傷した交通事故につき,ある被害者の損害賠償請求権を代位取得した保険会社と残りの被害者数名が当該交通事故に基づく損害の賠償を加害自動車保有者に対し請求した事案において,原審(津地判平成28年12月16日,判例時報2381号99頁)は保険会社の弁護士費用も一部認容していたが,控訴審は,保険代位により取得した損害賠償請求権に基づく求償金請求に要する弁護士費用が当然に賠償の対象になるものではないと解され,保険会社は弁護士費用が賠償の対象となる旨の具体的な主張・立証をせず,他にこれを認めるべき事情もうかがわれないから,弁護士費用は認められない,と判示し,原判決を一部変更した。

【紹介済判例】

最一決平成28年6月21日 判例タイムズ1452号72頁

平成26年(あ)第1546号児童福祉法違反被告事件(上告棄却)

法務速報182号20番にて紹介済み

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/960/085960_hanrei.pdf

最三判平成28年12月9日 判例タイムズ1452号67頁

平成27年(あ)第416号覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)

法務速報188号19番にて紹介済み

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/086323_hanrei.pdf

最二決平成29年3月27日 判例タイムズ1452号62頁

平成27年(あ)第1266号犯人隠避,証拠隠滅被告事件(上告棄却)

法務速報192号16番にて紹介済み

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/652/086652_hanrei.pdf

大阪高判平成29年9月22日 判例時報2379号15頁

平成28年(行コ)第282号 非公開決定処分取消等請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

法務速報198号23番にて紹介済み。

最大判平成29年11月29日 判例タイムズ1452号57頁

平成28年(あ)第1731号児童買春,児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反,強制わいせつ,犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件(上告棄却)

法務速報200号19番にて紹介済み

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/256/087256_hanrei.pdf

最一判平成29年12月7日 判例タイムズ1452号51頁

平成29年(受)第408号自動車引渡請求事件(上告棄却)

法務速報200号15番にて紹介済み

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/087283_hanrei.pdf

最三判平成29年12月12日 判例タイムズ1452号40頁

平成28年(行ヒ)第233号審決取消請求事件(上告棄却)

法務速報200号33番にて紹介済み

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/299/087299_hanrei.pdf

最三決平成29年12月19日 判例タイムズ1452号35頁

平成29年(許)第10号債権仮差押命令を取り消す決定に対する保全抗告審の債権仮差押命令一部認可決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報201号7番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/338/087338_hanrei.pdf

最二決平成30年4月18日 判例タイムズ1452号30頁

平成29年(許)第13号株式差押命令取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報205号9番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/689/087689_hanrei.pdf

2. 平成30年(2018年)11月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

前回以降,新しく成立した法律はなし

3.11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

横張清威/伊勢田篤史/和田 雄太 著 日本法令 430頁 3,780円
改正民法と新収益認識基準に基づく 契約書作成・見直しの実務

日本弁護士連合会 編 新日本法規 284頁 3,240円
Q&A改正相続法のポイント改正経緯をふまえた実務の視点

大坪和敏 著 大蔵財務協会 226頁 2,200円
基礎から分かる 改正相続法の実務ポイント解説

相原佳子/石坂 浩 編 日本加除出版 217頁 2,484円
事例解説 未成年後見実務

片岡 武/萱間友道/馬場絵利子 著 日本加除出版 407頁 3,888円
実践調停 面会交流 子どもの気持ちに寄り添う調停実務

4.11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

坂東 俊矢/監修 久米川 良子 葉袋 真司 大上 修一郎 名波 大樹 中井 真雄/編著 民事法研究会 280頁
3,240円

特定商取引のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで

佐藤 善恵 塩津 立人/共著 ぎょうせい 192頁 2,484円

元審判官が教える!! 国税・地方税の審査請求の実務 知って得する審理プロセス

木内 道祥/監修 全国倒産処理弁護士ネットワーク/編 きんざい 305頁 3,456円

個人再生の実務Q&A 120問

末吉宜子/寺尾幸治/伊藤茂孝/三枝恵真/田畑俊治/花垣存彦/川見未華/晴?雄太/渡邊隼人 著 日本加除出版 200頁
2,592円

美容医療トラブル解決への実務マニュアル 施術式裁判例をふまえて

藤川 元/編集代表 市民と企業のリスク問題研究会/編 民事法研究会 336頁 4,104円

リスク管理実務マニュアルシリーズ 悪質クレマー・反社会的勢力対応実務マニュアル リスク管理の具体策と関連書式

岩出 誠/著 ロア・ユナイテッド法律事務所/編著 ログカ書房 212頁 2,376円

Q&A働き方改革法の解説と企業の実務対応

東京弁護士会親和全期会・編著 第一法規 200頁 2,700円

こんなところでつまづかない! 破産事件21のメソッド

5. 発刊書籍<解説>

「Q&A改正相続法のポイント改正経緯をふまえた実務の視点」

相続に関する改正について、具体的な変更点に対する改正の経緯等が従来の実務を踏まえて解説されており、変更後に気をつけるべきポイントや遺産分割や遺言作成をする際などの注意点が解説されている。家事を取り扱う場合には、目を通しておきたい本である。

「個人再生の実務Q&A 120問」

平成20年に初版が出版されたQ&A 100問に判例や最近の実務を反映させて改訂した内容である。各地の裁判所によって対応が異なる場合には、その旨の記載があり、具体的な事例について、時に計算式を用いて分かりやすく丁寧に解説されている。また参考文献が解説毎に挙げられているため、さらに詳しく調べる際の手引きにもなる。個人再生を取り扱う場合には、必読の本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。